



熱中症に注意!!
予防のためにこまめな水分、塩分の補給を心がけ、休憩も十分に取らしましょう。

建設長崎

7 July No.697

2023年 7月15日
1部20円 組合員の購読料は組合費に含まず
印刷●株昭和堂 TEL095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹



積水ハウス(株)にて 要請書を手渡す佐藤委員長(左)

六月七日、八日に福岡市内にて、九州地方建設労働組合協議会(九地協)の仲間五十名と共に企業交渉を実施しました。対象は国土交通省九州整備局やゼネコン及び大手住宅企業十五社。建設長崎からは、賃金対策部を中心に八名が参加。佐藤執行委員長を団長に積水ハウス(株)、松井建設(株)へ要請を行いました。

一日目は参加者全員で全体会議を行い、企業交渉に臨む上でのポイントを確認しました。その中で、公共工事設計労務単価が、今年度は前年度から約5%増加する一方で、建設労働者の賃金引上げには至っていない点、インボイス制度の導入で免税事業者が排除される恐れがある点、働き方改革における週休二日制の取り組み状況、CCUSの普及・活用状況等が挙げられました。全体での意思統一をしっかりと行った上で、午後からは各県連・組合一

二名ずつの八組の交渉団に分かれ、それぞれの担当企業へ交渉に臨みました。まず積水ハウス(株)との交渉では、賃金単価は自社集計の支払賃金データを引き合いに、経済状況を鑑みて適切な水準で支払いを行うこと、インボイス制度の導入に際しての対応の為、独自の工程表システムや現場入場システムを活用し生産性の向上に努めていること、四週八休の導入目標を来年二月に定めていること、不払いやハラスメントといった諸問題に対応する為、相談ホットラインを設置していることについても説明がありました。

二日目の最後には、全体での報告会を行い、それぞれの交渉内容を確認し合い、竹下書記局長、野口副支部長、大賀執行委員、松園特別執行委員、竹下書記局長、若杉書記次長、里支部長、佐藤委員長、木下副委員長、佐藤委員長、木下副委員長、野口副支部長、大賀執行委員、松園特別執行委員、竹下書記局長

大手建設・住宅企業交渉 交渉企業一覧

【建設企業】

- 鹿島建設 三井住友建設
- 清水建設 大豊建設
- 福田組 大林組
- 戸田建設 竹中工務店
- 松井建設 フジタ
- 多田建設

【住宅企業】

- 大和ハウス工業
- 積水ハウス
- 大東建託

【官庁】

- 国土交通省九州整備局

賃金・労働条件の改善を求めて 九州各県連の仲間と交渉

6/7~6/8 福岡市

本部青年部大会

6/21



近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面会議となっていた青年部大会ですが、今年からは従来の対面の大会を開催しました。副島副部長の開会の挨拶

山部長より行いました。松浦事務局次長より新年度の活動方針について提案があり、全会一致で承認されました。新年度役員の変更も行われ、去年から引き続き山部長には方山さん、副部長に瀬尾さん、事務局局長に副島さんが選出されました。

山部長と佐藤委員長からの挨拶、本部役員、本部青年部スタッフ紹介を経て、一年間の活動経過報告を方山部長より行いました。松浦事務局次長より新年度の活動方針について提案があり、全会一致で承認されました。新年度役員の変更も行われ、去年から引き続き山部長には方山さん、副部長に瀬尾さん、事務局局長に副島さんが選出されました。

本部主婦会 総会

7/5



七月五日、建設長崎本部に於いて、久しぶりに本部主婦会総会が開催されました。コロナウイルス感染症が五類に移行されたこともご参加いただきました。

まず初めに、金子副会長から開会の挨拶がありました。次に議長選出を行い、渡辺さん(諫早支部)、瀧下さん(平戸支部)が選ばれました。馬場会長、佐藤委員長からも挨拶をいただいた後、議事に移りました。馬場会長の経過報告後、山形副会長より活動方針(案)が提案され、全員の拍手で承認されました。

新年度の役員につきましては、永年にわたりご尽力いただいた、馬場会長が勇退され、令和五年度の会長に山形マサ子前副会長(浦上西支部)、副会長には樋口須磨子前理事(中央支部)が新たに選出されました。

馬場前会長には、これまでの功績を称え、山形新会長より花束が贈呈されました。最後に、山形新会長の団

結カンパロウで、新体制での活動の決意を固め、久保田副会長の閉会の挨拶もあつちまして、無事終了しました。



- 《本部主婦会役員》(敬称略)
- 【本部四役】 ☆は新任
- 会 長 ☆山形マサ子 (浦上西支部)
 - 副 会 長 久保田由美子 (島原支部)
 - 副 会 長 金子 嘉子 (佐世保中央支部)
 - 副 会 長 ☆樋口須磨子 (中央支部)
 - 事務局 長 石田 哲雄 (専従)
 - 事務局 次長 馬場 久恵 (専従)

- 《本部青年部役員》 ☆は新任
- 部 長 片山 栄治 (大浦支部)
 - 副 部 長 ☆瀬尾 友謙 (佐世保中央支部)
 - 事務局 長 ☆副島 具巳 (大村支部)
 - 事務局 次長 松浦 優紀 (専従)



救命救急を体験

消費税

インボイス制度に関する改正についてのお知らせ

インボイス制度に関するお問合わせ先

インボイス制度特設サイト
インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。



インボイスコールセンター
インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。
0120-205-553
【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）

今年の10月1日から開始されるインボイス制度について、令和5年度税制改正により、新たな負担軽減措置・緩和措置が設けられました。

ポイント1 インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



インボイスの登録申請と合わせて、消費税課税事業者選択届出書を提出し、令和5年1月より消費税の課税事業者となった事業者については、令和5年12月31日までに『消費税課税事業者選択不適用届出書』を提出することにより、令和5年10月から課税事業者となる措置が設けられていることから、2割特例の適用が受けられます。



納付税額 = 売上税額 - 特別控除税額（売上税額の8割）
⇒ 売上税額の2割

2割特例は、インボイス発行事業者の登録をしなければ、消費税を納める義務が免除される事となる課税期間を対象としています。

適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
→ つまり「基準期間[※]の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。
ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません
- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

インボイスの登録申請と合わせて、消費税課税事業者選択届出書を提出し、令和5年1月より消費税の課税事業者となった事業者については、令和5年12月31日までに消費税課税事業者選択不適用届出書を提出することにより、令和5年10月から課税事業者となる措置が設けられていることから、2割特例の適用が受けられます。

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能
適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント2 インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁 HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

ポイント3 少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間[※]における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年1月～6月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
→ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
→ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間 令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う課税仕入れ

ポイント4 1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

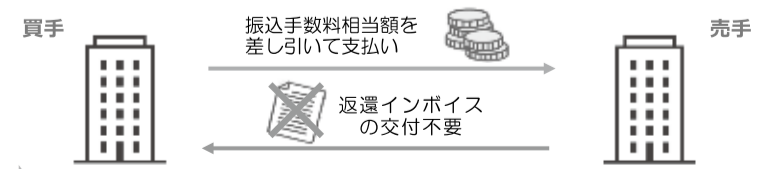
すべての事業者の方が対象！



インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



→ 値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

対象期間 適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

中央支部

親睦旅行会

トラブルも、いい思い出

梅雨の真ただ中の中二日の旅行がスタートしました。初の目的地は唐津城。感染症の影響により実施できなかった親睦旅行会を、六月十七日(十八日)に二十名の参加で四年ぶりに開催しました。



大川組子の体験

出発の際に駐車場所を勘違いされた方がおり、いきなりのトラブル発生。全員が乗車するまで約一時間遅れとなりましたが、これも「旅のいい思い出になる」と、皆さん言ってくださりました。全員揃ったところで、支部長のあいさつと乾杯の音頭で、宴会さながら

の旅行がスタートしました。最初の目的地は唐津城。日頃の行いが良いのか天候にも恵まれ、唐津城天守から見える素晴らしい展望、特に『虹ノ松原』に見入っていました。その後、名護屋城博物館にて、豊臣秀吉が朝鮮出兵の際に出兵拠点とした名護屋城跡について、係りの方より説明を受けた後、黄金の茶室などを見学しました。宿泊は美肌の湯として親しまれている原鶴温泉へ。温泉に入り元気になったのか、宴会ではカラオケに踊りにと大盛り上がりでした。二日目は、太刀洗平和記念館とセピアコレクションを見学。セピアコレクションとは、個人で昭和の貴重な名車を一〇〇台以上収集している社長の所有する車を展示しており、皆さん実働状態にある色々な車を見ながら、昔を懐かしんでいた。最後は、以前の旅行で人

西彼支部

親睦旅行会

顔は朗らか、飲み明かすぞ

「支部旅行の開催を祝しまして、乾杯」。時刻は朝の八時を回ったところ。宮崎へ向かうバスの中で、乾杯の音が響き渡りました。開始十分で二升瓶の日本酒が空になり、今日を楽しみにしておられたのが伝わります。

六月二十五、二十六日、実に四年ぶりの開催となる支部旅行に、参加者の顔は実に朗らか。今日は飲み明かすぞとやる気に満ち溢れ、バスの中は既にお祭りムードでした。

織月酒造へ。既にほろ酔いの方もちらほらいる中、球磨焼酎の試飲を楽しみました。その後、宮崎へひた走り、一日目最後の観光地、青島神社へ。鬼の洗濯板と呼ばれる岩を横目に神秘的な境内を見学しました。観光もそこそこ一同はホテルにチェックイン。お待ちかねの宴会です。既に相当なお酒を消費しているからか、若干落ち着いた様子。しかしカラオケが始まると、再びの盛り上がりで、疲れを感じさせません。最後は、以前の旅行で人

一行は高速に乗り、一つの目的地、熊本県人吉市



飲肥の城下町にて

令和 5 年度 支部大会開催日程

令和 5 年度の支部大会を下記日程で予定しています。この 1 年間の活動報告と新年度の活動方針等についてそれぞれ協議されます。

組合員の皆様にはご出席いただきますようお願いいたします。

Table with 3 columns: 支部名, 開催期日, 会場. Rows include: 中央 (9月1日), 浦上 (9月1日), 南 (8月25日), 長崎 (9月11日), 西 (9月5日), 東 (9月4日), 西彼 (9月15日), 早 (8月30日), 村 (9月19日), 原 (9月21日), 佐世保中央 (8月24日), 佐世保東 (8月29日), 佐世保北 (8月31日), 北松 (9月6日), 平戸 (9月12日).

※日程、会場については変更になる場合があります。

第63期 全建総連 全国主婦交流集会

平和を守るため、広島・長崎とで交流

全建総連全国主婦交流集会が六月十五・十六日に東京文京区の林野会館で開催され、全国から三十一名連・組合から二一八名の参加で盛大に行われました。建設長崎からは山形副会長、馬場久恵(書記局)、松下美由紀(書記局)、私の四名で参加してきました。開会の後、主催者や全建総連・大地副執行委員長のあいさつがありました。全体学習会では、建設業における「働き方改革関連



講演「働き方改革関連法への対応」



浅草「雷門前」にて

法への対応」を講演していただきました。働き方改革は一人親方で頑張っている人にとっては大変むずかしいのではないかと思います。他には、雇用保険などわからない事があったら組合の方へ相談して下さいとの事でした。経験報告では、東京都連建設ユニオンの方がご主人の急病で大変だった事について体験を発表されました。組合の対応がとても良かったので、大変感謝している。仕事と暮らし」「平和を守るため」について討議を行いました。長崎からという事で私も指名を受け「平和を守るため」について、「広島と長崎では慰霊祭を行ったり、最後に馬場さん、松下さん、本当にありがとうございました。東京での初参加の主婦交流集会は大変でしたが有意義な大会になりました。最後に馬場さん、松下さん、本当にありがとうございました。(馬場ヒロ子)

国保だより

70歳以上の方へ「高齢受給者証発送」

「ご自宅のポストを」確認ください！

■「高齢受給者証」は大切に保管ください
■毎年七月は「高齢受給者証」の更新時期です
ご確認ください。

七十歳以上の方には、七十五歳で後期高齢者医療制度に移行するまでの期間、「高齢受給者証」を交付しております。
「高齢受給者証」とは、医療機関の窓口にて医療費の一部負担金の割合（二割もしくは三割）を示す証明書であり、医療機関等で受診される際は必ず保険証と一緒に窓口へ提示しなければなりません。

「高齢受給者証」の有効期限は八月～翌年七月までの一年間です。毎年、八月一日を基準日として自己負担割合を判定し、七月中旬に新しい「高齢受給者証」を発行しております。今年度も七月下旬頃に発送致しますので、外出時、ご帰宅時の際にはその都度「ご自宅のポスト」をご確認いただき、ご希望の致しませう。

■「高齢受給者証」の交付手続きについて
長建国保では、マイナンバー（個人番号）により所得情報を確認し、自己負担割合の判定を行っております。お手元の「高齢受給者証」の一部負担金の割合は、七月下旬頃に発送致しますので、外出時、ご帰宅時の際にはその都度「ご自宅の属支部、または長建国保まで」ご連絡ください。

※「高齢受給者証在中」と記載されたグレーの封筒を再配達の手続きは確実に！
外出等によりお受け取りできなかった場合は、ご不在連絡票がポストに投函されますので、早急に再配達の手続きをお願い致します。

新しい「水色」の保険証の内容をご確認ください。
新しい保険証の色は「水色」になります。お受け取りになられた方は内容等に不備がないかをご確認ください。

【郵送】保険証更新
新しい保険証をお送りしました。確実に受け取りください！

【郵送更新】
簡易書留にて発送
もう既にお受け取りになられた方も多いと思いますが、今年度の更新分の保険証（令和六年七月三十一日）は簡易書留郵便でお送りさせていただきます。七月五日（水）～七月十一日（火）の期間に発送しております。滞りが無ければ皆さまのお手元に届いている予定です。

手続きがなされず、そのまま郵便局での保管期間を過ぎますと、一旦長建国保へ差し戻しとなりますので、保険証のお渡しが遅くなってしまう可能性があります。再配達の手続きは確実に行っていただきますようお願い致します。

※旧保険証（オレンジ色）の回収は行いません。ご自宅にて破棄をお願い致します。

令和5年度巡回健診 お申込みをお待ちしております!!

巡回健康診断申込書につきましては、3月下旬頃に「保険料の改定のお知らせ（ピンク色の封筒）」に同封しております。

- 申込書にご記入後、同封しております茶封筒に入れてポストに投函して下さい。
- 40歳未満の方も2,000円のご負担で受診可能です！
- ◆注意事項◆～自己負担金2,000円をお支払いされるかたへのお願い～
今年度より、自己負担額（2,000円）につきましては、受診日までに各所属事務所にて事前にお支払いいただくようお願い致します！
金銭授受による窓口での混雑を避けるため、ご協力をお願い致します。なお、やむを得ず受診日までにお支払いが困難な場合、各所属事務所にお電話をお願い致します。

令和5年度巡回健診実施日程（予定）

実施日	申込書必着日	健診時間帯	地区	健診会場（予定）
8/27(日)	8/11(金)	9時～12時	島原	島原市有明総合文化会館
9/3(日)	8/18(金)	9時～12時	佐世保	広田地区コミュニティセンター
9/10(日)	8/25(金)	9時～12時	北松	相浦地区コミュニティセンター
10/1(日)	9/15(金)	9時～12時	諫早	高城会館（諫早）

※会場（予定）については、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場となる可能性があり、状況により急遽中止となる場合がございます。中止となった場合はお葉書等でお知らせ致します。

- 健診会場は上記の中からお選び下さい
- 健診時刻は混雑解消のため個別に指定させていただきます。
- 健診会場については、地元の行事、検診車の駐車環境等、利用予約の受付開始時期等により日時、会場を変更する場合があります。
- 申込者数が実施必須人員（30名）に満たない場合は中止とさせていただきます。

【お申込みに関するお願い】

巡回健診のお申込みは準備の都合上、**実施日の2週間前必着**で組合へお申込みください。

全身の健康は歯の健康から

無料

歯科健診を受けましょう!!

対象者 40歳以上（特定健診対象者）

受診期間 令和5年6月～令和6年3月

長崎県の歯科医療機関で、口腔内検査・口腔衛生指導を基本とした口腔内に関わる健診を無料で受診できます

歯は食べ物を身体に取り入れ、栄養とする為に大切な役割を担っています。口腔内環境の悪化によって大切な歯を失ってしまうと、毎日の食事が美味しくなくなってしまうほか、最近の研究では歯周病が重篤な全身疾患を引き起こす原因となることも明らかになっています。この機会にぜひ受診しましょう。

受診（手続き方法）の流れ

STEP 1

ご希望の歯科医院を選び、健診の電話予約をしてください。
・令和6年3月31日迄の期間で予約してください。
・予約なしでは受診できませんのでご注意ください。



STEP 2

予約を入れた歯科医療機関に下記2点を持参し、受診してください。
◎令和5年度歯科健診受診券
◎保険証

記入例

建設国保 歯科健診受診券	
受診年月日	令和 0 年 0 月 0 日
医療機関名	〇〇病院
被保険者証 記号番号	長けA 0000000
組合員氏名	長建 太郎
受診者氏名	長建 花子
受診者連絡先	000-0000-0000
医療機関 窓口負担額	(全額保険者負担) 円
保険者名 (発行機関)	〒852-8021 長崎市城山町29番26号 長崎県建設事業国民健康保険組合 電話 095-862-8463
有効期間	令和5年6月1日～令和6年3月31日

歯科健診受診券は今年3月にお送りした『特定健診のご案内』（A4サイズの緑の封筒）に同封しております。

※紫色の小さい用紙をご確認ください！



※こちらを記入して予約した医療機関に、保険証と一緒に持参ください。